

令和6年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

文化スポーツ部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約（単価契約を除く）は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用類型 ※2
文化芸術振興課	滋賀県希望が丘文化公園活性化事業にかかるPPP/PFI手法導入可能性調査業務委託	滋賀県希望が丘文化公園活性化事業にかかるPPP/PFI手法導入可能性の調査業務	令和6年9月12日 ～ 令和7年3月14日	パシフィックコンサルタンツ株式会社滋賀事務所	10,120,000	本業務は、従来手法とPPP/PFI手法との間で、幅広い観点から費用総額の比較や定性評価を実施し、最終的に最適な手法を決定するための判断材料を得ることを目的に実施するものである。 この業務の遂行のためには、法務、金融、建築など専門的な知識、経験・ノウハウ等が必要であり、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4